

令和 3 年（ネ受）第 157 号 上告受理申立て事件

申立人 岩下和雄外

相手方 長崎県

同 佐世保市

上告受理申立理由書

令和 4 年 1 月 18 日

最高裁判所 御中

申立人ら訴訟代理人弁護士

馬奈木 昭雄

外



目 次

第1 はじめに	3 頁
第2 原判決の要旨と上告受理申立て理由の骨子	3 頁
1 原判決の要旨	
2 上告受理申立て理由の骨子	
第3 原判決が、申立人らに権利がないとした判断に、権利性についての最高裁判所の判例と相反する判断があること	4 頁
1 原判決の誤り	
2 最高裁判所の判例について	
3 原判決の判断	
4 原判決の判例違反	
第4 原判決が、申立人らに権利がないとした判断に、法令の解釈・適用の誤りが存在すること	8 頁
1 原判決の判示内容	
2 自由心証主義（民訴法247条）の解釈	
3 申立人らの平穏生活権についての判断の誤り	
第5 原判決が、本件工事及びその前提となる本件事業が現時点で必要かどうかについて全く判断することなく、差止を認めなかつたことは、差止請求の判断基準に関する過去の最高裁判所の判例と相反する判断があること	12 頁
1 差止に関する最高裁の判断基準	
2 原判決が、上記最高裁判決の判断基準に基づく判断をしておらず、その点で過去の最高裁に判決に反した判断をしていること	
3 本件工事の前提となる本件事業に必要性が全くないこと	
4 小括	
第6 原審裁判所が証人採用をしなかつた点で、民事訴訟法181条の解釈に関して重要な事項を含む誤りがあること	32 頁
1 民事訴訟法181条について	
2 控訴審の審理	
3 控訴審裁判所の民事訴訟法181条の重要な事項を含む解釈に誤りがあること	
第7 まとめ	33 頁
1 上告受理理由のまとめ	

2　さいごに

以 上

第1 はじめに

1 本事件は、申立人らが、相手方を起業者とする「二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事」（本件工事）にかかる工事を続行することが、申立人らの人格権を侵害するものであるから、同権利に基づく妨害排除又は妨害予防として、本件工事の続行の差し止めを求めた事案である。

2 原判決は、第2記載の理由を示して申立人の控訴を棄却した。

しかし、原判決には、最高裁判所の判例と相反する判断があり、また、民事訴訟法247条、181条の解釈適用に関して重要な事項を含む誤りがある。

よって、本申立を受理した上、原判決を破棄し、申立人らの請求を認める判決がなされなければならない。

以下詳述する。

第2 原判決の要旨と上告受理申立て理由の骨子

1 原判決の要旨

(1) 本件の争点は、本件工事が申立人らの権利を回復不能までに侵害するものであり、よって差止を免れないかどうかということである。

(2) 原判決は、申立人らの権利について、その内容を「特定の地域の自然や文化、コミュニティーに代表される生活基盤を享受する利益を指すものと解される」とし、「自然や文化、コミュニティーの内容は地域ごとに異なるものであるし、享受する内容及びその価値についてもそれを享受する者の主観的な評価による部分が大きいと言わざるを得ないし、当該権利の成立要件、法的効果、場所的又は空間的範囲、権利の主体等も不明確であって、これは本件工事の続行の差止請求の法的根拠になるものではない。」と判示した

また、控訴人らが主張する「社会生活上の基盤を喪失して、自身が生活の本拠として選択し、生まれ育ち、住み続けたいと選択した土地での平穏な生活を奪われるのみならず、生業や、生活環境、自然環境、地域の人々との交流、さらには、心の拠り所、思い出の地としての「ふるさと」を奪われ、自己が選択した土地で継続的かつ平穏に生活し、快適な生活を営む権利ないし人格的生存を図る権利、自己が選択した土地に包括生活基盤を置いて継続的かつ安定的に生活する利益を享受する権利、すなわち平穏生活権を侵害される」との主張に対して、「控訴人らの主張する平穏生活権の内容も、抽象的で不明確であり、

その成立要件、法的効果等も不明確といわざるを得ない。」と判示した。

- (3) また、差止を認めるかどうかについて、本件工事及びその前提となる本件事業が現時点でも必要かどうかについて、全く判示しなかった。

2 上告受理申立て理由の骨子

しかしながら、原判決には、次のとおり、上告受理申立理由が 点ある(その詳細は、第 3 以下で述べる)。

- (1) 原判決が、申立人らに権利がないとした判断に、権利性についての最高裁判所の判例と相反する判断があること(理由第 1)

原判決は、申立人ら、特に後述する「13世帯」に、差し止めを求める権利性がないと判断したが、権利性についての過去の最高裁判例に照らして、明らかに誤っている。

- (2) 原判決が、申立人らに権利がないとした判断に、経験則ないし採証法則違反があり、法令の解釈適用を誤った判断があること (理由 2)

原判決は、申立人らに平穏生活権といった人格権の成立を認めないと判断したが、この判断は経験則ないし採証法則違反の判断であり明らかに誤っている。

- (3) 原判決が、本件工事及びその前提となる本件事業が現時点でも必要かどうかについて全く判断することなく、差止を認めなかつたことは、差止請求の判断基準に関する過去の最高裁判所の判例と相反する判断があること(理由第 3)

原判決は、本件工事及びその前提となる本件事業が現時点でも必要かどうかについて全く判断することなく、申立人の請求を棄却したが、これは、差止の是非を判示するには、単に被侵害利益の性質を検討するだけでは足らず、他の要素、本件においては特に公共の必要性について検討し、その上で「総合考慮」をしなければならないとする過去の最高裁判例に照らして、明らかに誤っている。

- (4) 原審裁判所が証人採用をしなかつた点で、民事訴訟法 181 条の解釈に関して重要な事項を含む誤りがあること(理由第 4)

申立人らが、佐世保市水道局長谷本薰治の証拠調べを申請したにもかかわらず原審裁判所はそれを却下したが、同人は本件工事及びその前提となる本件事業が現時点でも必要かどうかについて重要な証人であり、同人の取り調べをすることなく申立人の請求を棄却したことは民事訴訟法 181 条の解釈について

重要な誤りをしている。

第3 原判決が、申立人らに権利がないとした判断に、権利性についての最高裁判所の判例と相反する判断があること(理由第1)

1 原判決の誤り

申立人らが主張する権利は、過去の最高裁判所の判例に照らしても平穏生活権として差し止めの請求が認められる権利である。

申立人らが主張する権利について平穏生活権としての差し止め請求を認めなかつた原判決は、以下の最高裁判所の判例に違反する。

2 最高裁判所の判例について

(1) 最高裁判所昭和61年6月11日判決

人格権に基づく差止請求について、最高裁判所昭和61年6月11日判決は、「人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。けだし、名誉は生命、身体とともに極めて重大な保護法益であり、人格権としての名誉権は、物権の場合と同様に排他性を有する権利というべきであるからである。」と判示した。

最高裁判例は、個人の社会的評価に関する人格的価値を、人格権として差し止めを認め得る権利と認めた。

(2) 最高裁判所平成22年6月29日判決

個人の平穏生活権について、京都地裁平成20年9月16日判決が、「人が、他者から自己の欲しない刺激によって心を乱されないで日常生活を送る利益、いわば平穏な生活を送る利益は、差止請求権の根拠となる人格権ないし人格的利益の一内容として位置づけられるべきである。」と判示した上告審にて、最高裁判所平成22年6月29日判決は、「本件葬儀場の営業が、社会生活上受任すべき程度を超えて被申立人の平穏に日常生活を送る利益を侵害しているということはできない」と判示した。

最高裁判例は、結論こそ受忍限度を超えないとして原告の請求を認めなかつたものの、平穏に日常生活を送るという利益が人格的利益として認められることを前提に判示しており、個人が精神的にも平穏に生活をする権利を認めた。

その上で、差し止めを認め得るか否かの判断について、受忍限度による判断をしている。

(3) 最高裁判所平成9年12月18日判決

当判決は、「建築基準法42条1項5号の規定による位置の指定（以下「道路位置指定」という。）を受け現実に開設されている道路を通行することについて日常生活上不可欠の利益を有する者は、右道路の通行をその敷地の所有者によって妨害され、又は妨害されるおそれがあるときは、敷地所有者が右通行を受忍することによって通行者の通行利益を上回る著しい損害を被るなどの特段の事情のない限り、敷地所有者に対して右妨害行為の排除及び将来の妨害行為の禁止を求める権利（人格権的権利）を有するものというべきである。」と判示した。

すなわち、この判決は、日常生活上不可欠の利益を有する者に、その利益が妨害され又は妨害されるおそれがあるとき、他の者が被る損害との比較衡量を行って差し止めを求めうるか否かを決定している。

(4) 小括

上記最高裁判例によれば、社会的評価に関する人格的価値という精神的人格権も差し止めを認め得る権利と認められている。

「平穏に日常生活を送る利益」、すなわち「他者から自己の欲しない刺激によって心を乱されないで日常生活を送る利益」も判例は差止請求権の根拠たる権利であると認めた。

そして、「日常生活上不可欠の利益」についても、私法上保護に値する権利として他者の利益との比較衡量を行いつつ差し止め請求を認めている。

なお、これらの最高裁判例を踏襲して、人格権としての平穏生活権を認めた裁判例が数多く存在することはすでに主張したとおりである。

3 原判決の判断

原判決は、平穏生活権に基づく差止請求を認めなかった。

また、申立人らの、日常生活を送るという日常生活上不可欠の利益にあたる利益について、その利益が妨害され又は妨害されるおそれがあるのに、他の者の被る損害との比較衡量を行わず結論を下している。

4 原判決の判例違反

(1) 申立人ら、特にこうばるに居住する「13世帯」の住民が主張する権利は、自己が選択した土地で継続的かつ平穏に生活をし、快適な生活を営む権利ないしは人格的生存を図る権利である。申立人らについてより具体的にいうな

らば、こうばるという土地で豊かな自然とその恵みを享受しながら、その土地で培われた文化、コミュニティーなどの生活基盤を享受しつつ平穏に生活をする権利である。

人間が平穏な生活を送るためにには、少なくとも、慣れ親しんだ住居や生業、慣れ親しんだ人間関係、生活様式のもとで生活を継続できることが必須である。

そして、特定の土地に居住、生活をしそこで生活を続けることを選択している者にとって、家を追われそれまでの生活を奪われることは、それまで慣れ親しんだ生活全般および人間関係を失うことである。また、その土地に生業を有する者にとっては生業を奪われることでもあり、安定した経済的な生活基盤を失うことである。

ゆえに、これら失われるものとして申立人らが主張しているものは、平穏生活権を構成する権利であるし、当然に日常生活上不可欠の利益でもある。

(2) したがって、申立人らの権利について平穏生活権として差し止め請求を認めなかった原判決は、平穏生活権に基づく差し止め請求および日常生活上不可欠の利益に基づく差し止め請求を認めた上記最高裁判例と相反する判断がある（民事訴訟法318条1項前段）。

よって、原判決は破棄されるべきである。

第4 原判決が、申立人らに権利がないとした判断に、法令の解釈・適用の誤りが存在すること（理由第2）

1 原判決の判示内容

原判決は、申立人らの主張する平穏生活権について、その内容を「特定の地域の自然や文化、コミュニティーに代表される生活基盤を享受する利益を指すものと解される」とし、「自然や文化、コミュニティーの内容は地域ごとに異なるものであるし、享受する内容及びその価値についてもそれを享受する者の主観的な評価による部分が大きいと言わざるを得ないし、当該権利の成立要件、法的効果、場所的又は空間的範囲、権利の主体等も不明確であって、これは本件工事の続行の差止請求の法的根拠になるものではない。」と判示した。

また、申立人らが主張する「社会生活上の基盤を喪失して、自身が生活の本拠として選択し、生まれ育ち、住み続けたいと選択した土地での平穏な生活を奪われるのみならず、生業や、生活環境、自然環境、地域の人々との交流、さらに

は、心の拠り所、思い出の地としての「ふるさと」を奪われ、自己が選択した土地で継続的かつ平穏に生活し、快適な生活を営む権利ないし人格的生存を図る権利、自己が選択した土地に包括生活基盤を置いて継続的かつ安定的に生活する利益を享受する権利、すなわち平穏生活権を侵害される」との主張に対して、「控訴人らの主張する平穏生活権の内容も、抽象的で不明確であり、その成立要件、法的効果等も不明確といわざるを得ない。」と判示した。

このような原判決は、法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件（民事訴訟法第318条第1項）に該当し、かつ、原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反（法第325条第2項）が存在する。

2 自由心証主義（民訴法247条）の解釈

(1) 自由心証主義と経験則ないし採証法則

ア 事実認定と経験則ないし採証法則違反

(ア) 民事訴訟法247条は、いわゆる自由心証主義を採用することを定め、事実の認定は、「口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果」をしん酌して、「自由な心証」により、事実についての主張を真実と認めるか否かを判断するものとしている。

自由心証主義と事実認定の関係については、証拠価値の有無及び強弱の判断は、裁判官の自由な判断に委ねられ、間接事実から直接事実を推認する経験則及び推認を阻害する経験則の取捨選択も、裁判官の自由な判断に委ねられることになる。もっとも、裁判官の自由な判断といえども、裁判官の恣意的認定が許されるわけではなく、合理的・論理的な推論が前提となることは当然である。

(イ) 事実上の争点について、どの程度の証明があれば、裁判官が一定の事実があったという心証を形成して事実認定してよいかが問題であるが、基本的な原則は、訴訟上の立証は「高度の蓋然性」を証明することであり、その判断は「通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るもの」でなければならない。

この点につき、最高裁判所は、「訴訟上の立証は、一点の疑義も許さない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実を是認し得る程度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであること

を必要とし、かつ、それで足りるものである」（最判昭和50年10月24日、最判平成9年2月25日）、あるいは「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではないが、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招來した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを必要とすると解するべきであるから、法8条1項の認定の要件とされている放射線起因性についても、要証事実につき「相当の蓋然性」さえ立証すれば足りるとすることはできない」（最判平成12年7月18日）等と判示している。

(ウ) 事実の認定は、自由心証主義に基づくものであっても論理法則・経験則に従い、合理的理由に基づいてされなければならないことはいうまでもなく、旧法当時において、多くの最高裁判決では、事実認定の過程における経験則違背が上告理由となることを認めていた（宇野栄一郎「上告審の実務上の問題」）。

また、採証法則違背とは、例えば、文書の推定などのような法定証拠法則に違反する場合のみではなく、むしろ旧民事訴訟法185条にいう事実認定における自由心証主義の合理的枠を超えた認定を意味する。すなわち、自由心証主義は、「論理法則と経験則に従った合理的な証拠の採否、事実の認定でなければならないという不文の法則がその外郭を画するものであり、その法則の違背が採証法則違背とされている場合が多いのである」とされ、実質的には、経験則違背、理由不備・理由齟齬と異なるところはない、とされている（宇野・前掲325頁）。

(エ) そして、民事訴訟法318条の定める「法令の解釈に関する重要な事項」とは、最高裁判所が法令解釈について実質的な判断を示す必要がある事項をいうとされ、具体的には、①最高裁判所の判断がない解釈問題について最高裁判所の判断を示すべき場合、②最高裁判所が従前の判断を変更すべき場合、③高等裁判所の誤った法令解釈を高等裁判所の判決として確定させることが適当でない場合等がこれにあたるとされている（法務省民事局参事官室編・一問一答新民事訴訟法354頁）ところ、経験から獲得された事物に関する知識や法則たる経験則は旧法下同様に「法令」に含まれ、原判決に経験則違反がある場合には、それを理由として上告受理の申

立てを行うことができると解される。（出口雅久「最高裁判所に対する上告」新民事訴訟法体系（4）57頁）

最高裁判所は、上告の理由がない場合であっても、「判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原判決を破棄」することができるときとされているので（民事訴訟法325条2項），原判決の経験則違反ないし採証法則違反も上告受理申立ての理由になり得ると解するのが相当である（徳田和幸「最高裁判所に対する上訴制度」講座新民事訴訟法III 60頁参照）。

原審の判断に経験則又は採証法則に反する違法があるとされた事例として、例えば、最判平成18年1月27日、最判平成18年11月14日などがある

（2）経験則ないし採証法則に反する違法

よって、経験則ないし採証法則に反する違法は、自由心証主義（民事訴訟法247条）の解釈に関わるものであって、上告受理申立理由となる。

3 申立入らの平穏生活権についての判断の誤り

（1）原判決の違法

原判決は、こうばる地区に居住する申立入らについて、差止を請求しうる権利性を認めなかつたが、これは経験則ないし採証法則違反である。

（2）最高裁平成22年6月29日判決

当該判決は、葬儀場の営業により日常生活上に靈柩車や葬祭の様子が入り込み日常生活の平穏が乱されるという主張について、「人が、他者から自己の欲しない刺激によって心を乱されないで日常生活を送る利益、いわば平穏な生活を送る利益は、差止請求権の根拠となる人格権ないし人格的利益の一内容として位置づけられるべきである。」と判断した。

日常生活に対する望まない刺激によって、日常生活における平穏が侵害されるという事実に着目し、「平穏な生活を送る利益は、差止請求権の根拠となる人格権ないし人格的利益の一内容」と判断している。

（3）最高裁平成9年12月8日判決

当該判決は、判断の理由として「生活の本拠と外部との交通は人間の基本的生活利益に属するものであって、これが阻害された場合の不利益には甚だしいものがあるから、外部との交通についての代替手段を欠く等の理由によ

り日常生活上不可欠なものとなった交通に関する利益は私法上も保護に値する」と判示し、その上で、「道路位置指定を受けて現実に道路として開設されている本件土地を長年にわたり自動車で通行してきたもので、自動車の通行が可能な行動に通じる道路は外に存在しないというのであるから、本件土地の自動車で通行することについて日常生活上不可欠の利益を有しているものということができる。」と判断した。

すなわち、道路を長年にわたり通行してきたという事実と、その道路を通る外に方法がないという非代替性から、「日常生活上不可欠」という判断を導いている。

(4) 原判決の誤り

以上の最高裁判決から、継続して日常生活を送っている事実や、他に住居が存在しないという事実は権利や利益の存在を根拠づける事実である。加えて、平穏に日常生活を送るという利益も、人格権ないし人格的利益として保護されると判断されている。

そうすると、通常の経験則からすれば、先祖代々こうばるに居住し、またはこうばるで生まれ育ち、現に生活をしているという申立人らには、そこで生活を続ける権利利益が人格権ないしは人格的利益として保護されると判断されなければならない。

また、望まない刺激を拒否し平穏な生活を送る利益が法的保護の対象と認められることからすれば、申立人らが石木ダム建設工事によってこうばるでの日常生活を失うというのは、明らかに侵害される利益の程度が大きく、保護の必要性も高い。

よって、申立人らの主張する権利について、抽象的、不明確とか、成立要件、法的効果等も不明確と判断した原判決の判断は、経験則ないし採証法則に反する。

(5) 小括

以上のとおり、原判決には、民事訴訟法247条の解釈に関する重要な誤りを含み、同条318条後段事由がある。

第5 原判決が、本件工事及びその前提となる本件事業が現時点で必要かどうかについて全く判断することなく、差止を認めなかつたことは、差止請求の判断基準に関する過去の最高裁判所の判例と相反する判断があること(理由第3)

1 差止に関する最高裁の判断基準

- (1) 最高裁は、差止の是非を判断する際の判断基準として、「①侵害行為の様様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、②侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度を比較検討するほか、③侵害行為の開始とその後の継続の経過および状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情を総合考慮する」と判示する(最判昭和61年6月1日等)。
- (2) この判示、特に「②侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度を比較検討する」という基準は、「被侵害利益が明確であっても公共性が高い場合は、比較考慮して差し止めを認めない」という判断もありうることを意味すると同時に、その逆に、「被侵害利益の性質に若干不明確な点があったとしても、公共の必要性が全くない場合には、比較考慮して差し止めを認める」という判断もありうることを意味する。
- (3) したがって、差止の是非を判示するには、単に被侵害利益の性質を検討するだけでは足らず、他の要素、本件においては特に公共の必要性について検討し、その上で「総合考慮」をしなければならないはずである。

2 原判決が、上記最高裁判決の判断基準に基づく判断をしておらず、その点で過去の最高裁に判決に反した判断をしていること

- (1) しかるに、原判決は、公共性についての判断を一切しておらず、その点で、過去の最高裁判決と相反する判断をしており、民事訴訟法318条1項の上告受理理由に該当する。
- (2) そして、次項で述べるように、本件工事の前提となる本件事業には必要性が全くないのであるから、「公共性」も「公益の必要性」も全くないことになる。従って仮に被保全利益の性質に若干不明確な点があったとしても差止は容認されるべきであり、原判決は棄却を免れない。

3 本件工事の前提となる本件事業に必要性が全くないこと

(1) はじめに

ア 2013年9月6日に、国土交通省は本件事件について事業認定をした。

イ しかしその事業認定申請において、起業者である長崎県や佐世保市が記載した「事業の必要性」は全くでたらめなものであり、事業の必要性が、本件事業認定時点では全くなかった。

ウ 本件事業は、事業認定から 2021 年 12 月末までに、2 度の計画変更により工期が合計 9 年延長された。つまりこの点でも本件事業は必要ではなかったことが明らかになっている。

エ 実際、事業認定から 2021 年 12 月末時点のこれまでに、利水においては水需要の低下により、治水においては河道整備が進んでいたことにより、それぞれの受益予定地の住民が石木ダムなしで生活上の支障を来すことは皆無であった。

(2) 本件事業認定時点で、本件事業の必要性がなかったこと

ア はじめに

2013 年 9 月 6 日に、国土交通省は本件事業について事業認定をした。

しかしその事業認定申請において、起業者である長崎県や佐世保市が記載した「事業の必要性」は全くでたらめなものであり、事業の必要性が、本件事業認定時点で全くなかったことは明らかである。

この点については第 1 番、控訴審を通じて詳しく述べているので詳細は、そちらに譲るとして、以下、ポイントを指摘する。

イ 本件事業認定時点で、利水面において、本件事業の必要性がなかったこと

(ア) はじめに

佐世保市が主張する本件事業の利水面における必要性とは、

① 2012 年度の水需要予測により、将来的に水需要が大幅に増えること、しかし、

② 現在の佐世保市の保有水源ではその需要をまかなうことができないこと、という二点に尽きる。

そこで以下、その二点について佐世保市の主張でのたらめさを明らかにする。

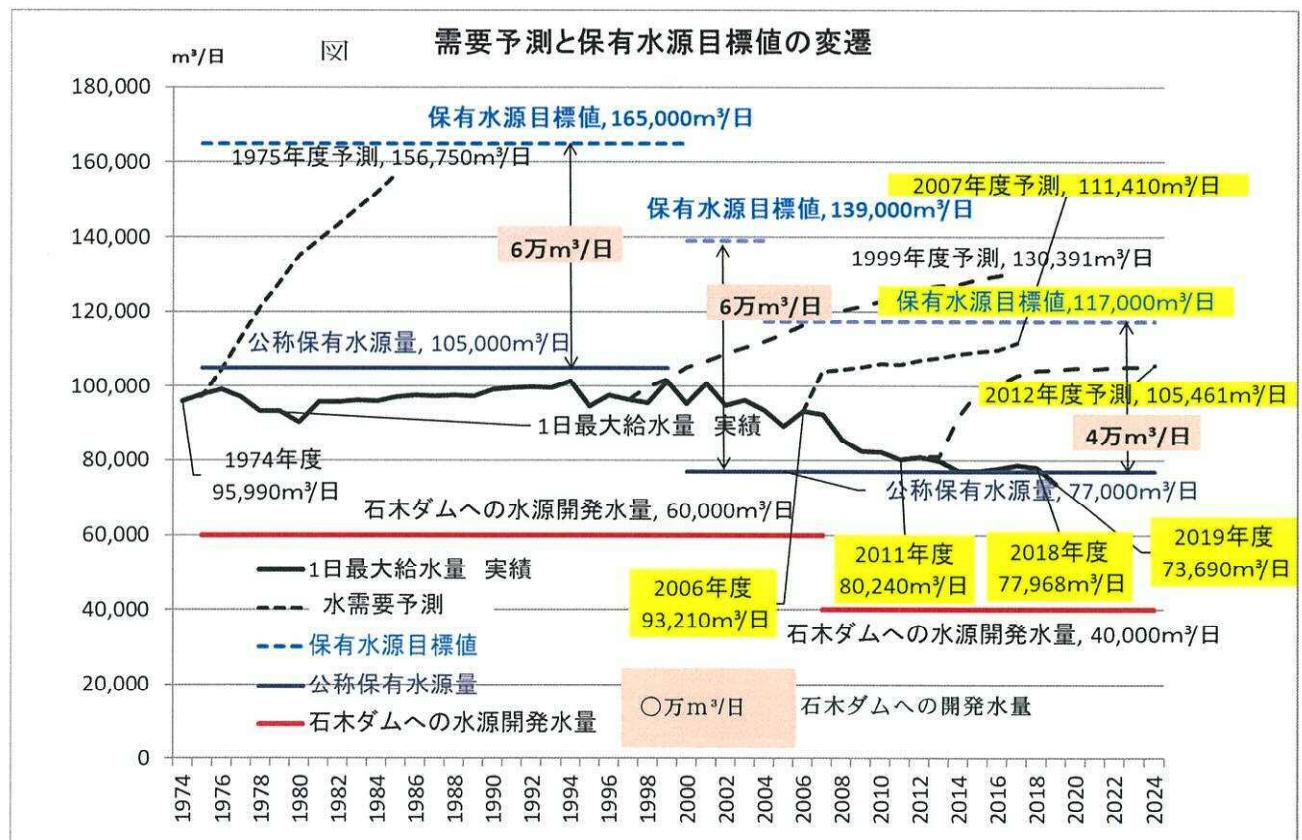
(イ) 前記① 2012 年度水需要予測について

A 過去の水需要予測を分析したことで、2012 年度水需要予測がでたらめであることが明らかになったこと

(a) まず、2012 年度以前の過去の佐世保市の水需要予測を分析することによって、2012 年度水需要予測の内容を検討するまでもなく、その内容がでたらめであることが明らかになつた。すなわち、資料を入手できた佐世保市の過去 6 回の水需要予測においては、毎回、需要予測

の手法や数値がころころ変わり、そこに論理的一貫性や整合性は全くなく、いつの時代の水需要予測においても、その当時の石木ダムの計画規模に見合う水の供給量が必ず不足するという結果になっていること、そして、いつの時代の水需要予測も、その後の実績値と大きくかけ離れた過大な需要予測であることが共通している。

(b) 過去6回の需要予測が、その後の実績値と見事なまでに外れまくっていること、その一方で、その需要予測値がその当時の石木ダムへの水源開発量に見事なまでに対応していることは、佐世保市の水需要予測が、もっぱら石木ダム建設の必要性を捻出するために意図的に作成されたものであることを物語っている。これについては、後掲グラフを見ていただければ一目瞭然であろう。なお、このグラフから得られる知見については、控訴審第7準備書面5ページに詳しく記した。



(c) なお、各水需要予測が「結論ありきの数字合わせ」にすぎないことは、佐世保市の2019年度水需要予測でもさらに一層明確になっている。2019年度水需要予測の問題点については、後述する。

B 2012年度水需要予測自体の分析でも、でたらめであることが明らかになったこと

(a) 次に、本件事業認定の根拠となっている2012年度水需要予測の内容を詳細に検討したところ、やはり石木ダム建設の必要性を捻出するという結論ありきでのたらめなものであることが明確となっている。

佐世保市の2012年度水需要予測は、生活用水、業務営業用水、工場用水の用途別予測、また、負荷率や安全率の設定、いずれもが、何らの客観的根拠に基づかない不合理極まりない数値を採用している。

(b) まず、生活用水について、佐世保市は、渴水により市民は水を使うのを我慢しており、生活用水の原単位量は、佐世保市と人口規模が類似する他都市と比較して最も少ないと主張した。

しかし、受忍限界を超えていていることに全く根拠はなく、他の14都市との比較アンケートについても、対象とした都市の選択根拠が恣意的かつ杜撰で不合理であることが明らかになっている。

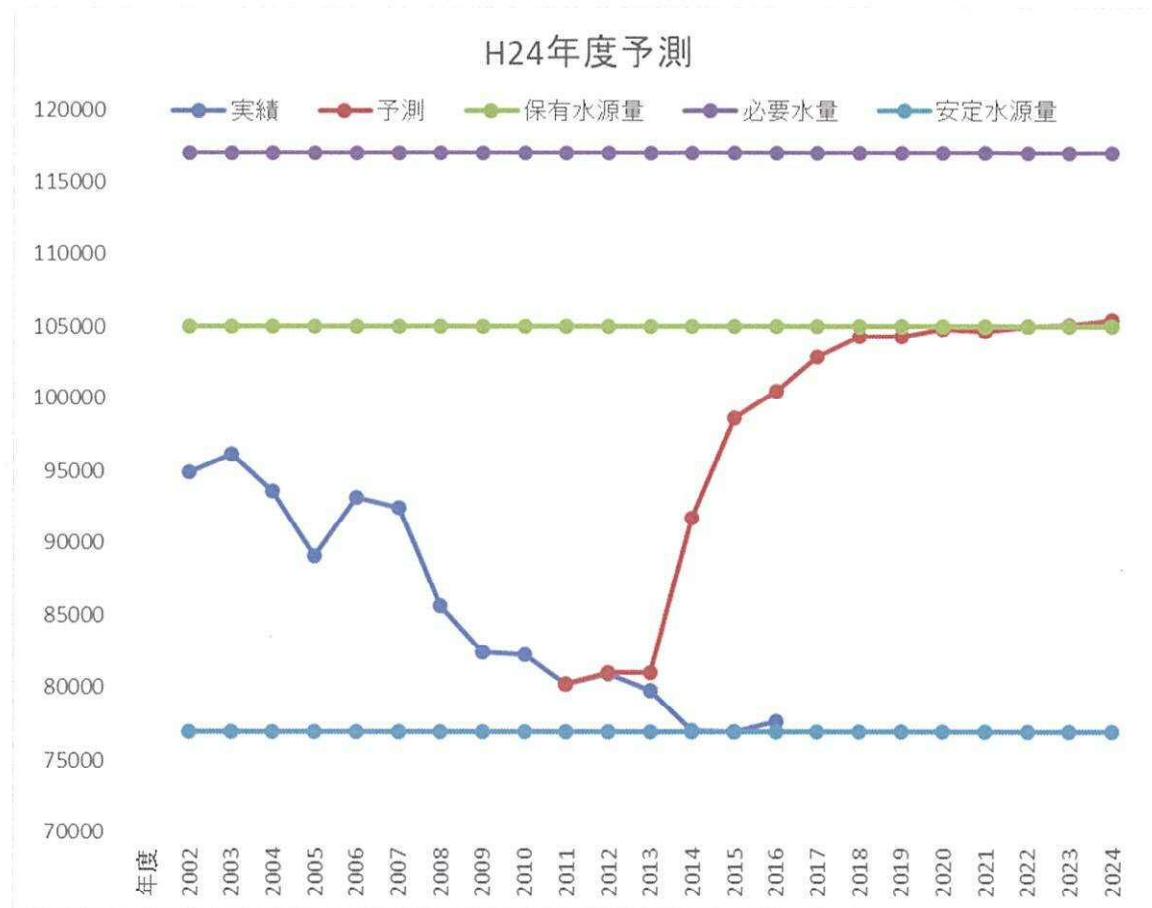
(c) 次に、業務営業用水の小口需要では、佐世保市は、観光客数との相関が高いので、将来的に人口が減少していくにもかかわらず、水の使用量が右肩上がりに増加すると予測していた。過去の予測では観光客数との相関に基づく予測を一切採用しなかった理由、2012年度水需要予測から突如予測手法を変更した理由、観光客数との相関関係だけで業務営業用水の小口需要水量を予測できるのか、について、合理的説明がない。同じタイミングで、ハウステンボスを大口需要から小口需要に分類変更した理由についても同様である。

(d) そして、2012年度水需要予測でのたらめさを象徴する工場用水の大口需要であるSSKの予測については、佐世保市が、「売上高が2倍になるから水需要が4.88倍に増える」という虚偽記載をしており、さらには、SSKの需要予測は、SSKが自ら必要水量を具体的に算定し、佐世保市に要望したものではなく、佐世保市が、SSKに事前に必要水量をきちんと問い合わせることなく、何らの具体的な裏付けもとらず

に、勝手に推計した机上の計算にすぎないものであることも明らかになった。

SSK の需要予測は、客観的データに基づかない、佐世保市による完全な創作であり、むしろ「捏造」というべきものである。

- (e) 負荷率、安全率についても、2012 年度水需要予測から突然変更した合理的理由や妥当性について、佐世保市は合理的説明をできていない。
- (f) 以上のうち、業務営業用水及び工場用水について、後述するように 2019 年度水需要予測で 2012 年度水需要予測の手法を撤回した上で、さらに不合理な算出をしていることから見ても、2012 年度水需要予測におけるこれらの予測がでたらめであったことは明らかである。
- (g) 参考までに、前掲グラフから、2012 年度予測だけを抜き出して再編集したものを後掲する。80,000m³/日程度であった年間一日最大給水量が 2013 年度から突如はね上がり、5 年後の 2018 年度には 105,000 m³/日程度に達する、というのである。こんなことが起きるわけが一体どこにあるというのか？ 如何いでたらめな予測であったか明らかである。



注 1：「実績」は、年間一日最大給水量の実績値

注 2：「予測」は、佐世保市の 2012 年度予測による年間一日最大給水量予測値

注 3：「保有水源量」は、佐世保市がいう「安定水源量 77,000m³/日と不安定水源量 28,000m³/日の合計保有水源量 105,000m³/日」

注 4：「必要水量」は、「年間一日最大給水量をまかなうのに必要な水源水量」

(ウ)前記② 保有水源について

A 以上のようなでたらめな需要予測でも、実は、なお、本件事業の必要性を満たせない。そこで佐世保市は、「保有水源が足りない」と主張した。その根拠は、「慣行水利権」は保有水源と評価できない、ということであった。

B しかしその合理的理由は全く説明できていない。明らかに「慣行水利権を保有水源から除外しないと、本件事業の必要性が出てこないから」

としか理解できない。精しくは控訴審第7準備書面に述べてあるので、22ページからの「第二部 保有水源量」を参照されたい。

(I) 小括

以上述べてきたように、利水面において、本件事業の必要性が全くないことは、明白である。

ウ 本件事業認定時点で、治水面において、本件事業の必要性がなかったこと

(ア) はじめに

長崎県は、①計画規模、②基本高水流量、③ダムによる効果いずれにおいても本件事業の治水面における必要性があると主張する。

そこで以下、いずれの点でも長崎県の主張がでたらめさであることを明らかにする。

(イ) 前記① 計画規模について

まず、長崎県の評価指標は恣意的に設定されている。

本件事業はあくまで平成17年の河川整備基本方針に基づく事業である。にもかかわらず長崎県は想定氾濫面積のみ恣意的に昭和50年当時の河道で計算し、その他の項目（氾濫面積内の宅地面積、人口、資産額、工業出荷額）は平成17年直近の統計データを使用している。

しかも、昭和50年の原始河道と平成17年の現況河道とでは河道状況があまりに異なる（甲C第38号証スライド19と同20）。そのため、長崎件の昭和50年当時の河道を用いた計算では、現状を反映しない異常な氾濫面積となっている。そして、現況河道に基づいて氾濫面積等の5項目の数字を長崎県の計画規模決定の評価指標に当てはめると、5項目のうち、3項目が計画規模1/50の指標に該当しており、計画規模は1/50が妥当である。

このように、長崎県は、基礎としたデータを恣意的に選択し、計画規模を決定していることは明らかである。

また、この計画規模（対応する洪水の生じる可能性（例 1/100=100年に一回）はダム事業計画に着手するや、30年から100年へと3倍以上に突如変更しており、石木ダムを必要とするために、前提とするデータを恣意的に用いて設定されていることが明らかとなっている。

(ウ) 前記② 基本高水流量について

技術基準が求める 1 時間当たりの降雨量(降雨強度)の超過確率について、ことさらにこれを検討していない。実際には長崎県が設定した基本高水流量は、500 年～1000 年に一度しか生じない 1 時間当たりの降雨量(降雨強度)138mm/時を含んだ降雨パターンを根拠に据えて算出したものである。計画規模である 1/100 に相応しない極端に発生確率の低い(1/500 年～1/1000 年) 降雨状況とならなければ、長崎県が定めた基準地点における基本高水流量となることはないのである。すなわち、長崎県は非現実的な流量を基礎とした治水計画を策定しているのであり、現実的に生じる可能性が著しく低い流量をあえて設定してはじめて成立しうる治水計画となっている。

(エ) 前記③ 石木ダムの効果について

まず、石木ダムによらずとも過去に生じた全ての洪水を山道橋下流で余裕を持って流すことができる。

そればかりか、万が一基本高水流量として設定されている 1,400 m³/秒となるような特異な流量となる降雨時でも基準地点である山道橋より下流の全区間において溢れることなく流下する。

さらには、治水代替案は客観的・合理的に検討されておらず、既往洪水で実際に問題となった内水氾濫・支流氾濫に対して具体的効果があるか否かは一切検証されていない。

(オ) 従って石木ダムによって治水上現実的な効果は、何ら基礎づけられていない。別途指摘したように、かえってダム下流部の住民の生命・身体に対して危険を生じせしめる可能性すらある。

工小括

以上述べたてきたように、本事業認可時点ですでに、本事業(石木ダム)の具体的な必要性は、利水面、治水面いずれも存在しなかつたことはあきらかである。起業者が主張する本事業の必要性とは、「水はたくさんあればそのほうがいい」、「防災対策はあるにこしたことはない」というレベルにすぎなかつたのである。

(3) 今日現在、本事業の必要性がないこと

ア はじめに

前記の通り、本件事業認定時点で、本件事業の必要性がなかったことは明らかである。

それから 8 年以上を経て、その必要性がないことがさらに露わになってい る。

以下詳述する。

イ 事業認定から 8 年以上経っているのに一度も石木ダムが必要な状況となっ ていないこと

厳然たる事実として、事業認定からすでに 8 年以上も経過しているが、こ の間に、ただの一度も、佐世保市において水不足は生じておらず、川棚川に において洪水は生じていない。

かかる事実は、端的に本件事業の必要性がないことを基礎づけている。

ウ 治水について現時点で本件事業の必要性がないこと

(ア) 技術的・科学的検証の審理不尽

24 時間雨量が計画雨量より大きく超えた 2021 年 8 月洪水でも、最高高 水位に余裕が充分あった。その上、治水対象規模が 1/100 としたうえで基 本高水流量 $1,400\text{m}^3/\text{秒}$ の根拠とした降雨パターンが生じる確率が、当方 が一審、二審で指摘してきたように、実際には極めて低い 1/500 程度であ る。かかる事情は一審・二審を通じて述べてきたところであるが、かかる 技術的な検討や審理が適切に行われていない。

長崎県が想定する基本高水流量に襲われても山道橋下流域で溢れること はないことも既述のとおりである。すなわち、石木ダムには治水上の効果 はないことは、その基礎となる情報の集積により科学的により明らかにな っている。にもかかわらず、かかる具体的・科学的な検討をこれまでの判 決では一切行おうとしていない。

(イ) 技術的進展について考慮すべきであること

また、これらの従前より明らかとなっていた技術的科学的な検証の審理 が適切になされていないというだけでなく、この数年の事情としては技術 的な進展が大きく進んでいる。かかる社会における技術的な進展を全く考 慮せずに旧来の事情のみにて判断をなすことは適切ではない。

特に、以下に述べるスマート田んぼダムは流域治水の観点から非常に有

効なものとして注目されており、かかる有力な代替案について一切の検討がなされていないこと自体も審理不尽と評価せざるをえない。

(d) スマート田んぼダムによる治水

近時、スマート田んぼダムの研究及び試行が非常に進んでいる。田んぼダムは排水溝への堰板等の設置により田からの流出を抑制することにより下流域の洪水被害を低減するものである。従来は、一部の地域でのみ試行されていた田んぼダムが、農林水産省の指導の下で現在では日本全国各地にて広く採用されるようになった。

加えて、令和2年7月豪雨による球磨川の水害後、スマート田んぼダムの実証事業が行われるようになった。現在では、農林水産省はスマート田んぼダム実証事業の補助を行っている。令和3年度には、既に秋田県美郷町・大仙市、宮城県大崎市、新潟県新潟市、栃木県栃木市、福井県鯖江市、兵庫県たつの市、熊本県球磨川上中流域10市町村でかかる実証事業に取り組んでおり、各地にて実績を上げているところである。

このスマート田んぼダムは、水田の水位情報の管理ができるシステムを活用することで、非常時に水田の水位情報をインターネットで共有し、排水装置を遠隔で動作させ、排水・止水の制御が行える遠隔管理システムを用いた田んぼダムの取り組みである。これを用いることで、非常時に水田の排水装置を適切に制御することで田にて貯留する水の量をコントロールすることができる。

(e) スマート田んぼダムのメリット

かかるスマート田んぼダムは、石木ダム計画で予定される巨大な構造物を作成するのではなく、田の排水量を調整する板や排水口を整備することが中心となる治水方法である。巨大な構造物を作成する場合に比してはるかに安価にて整備することができる。

そして、ダムのようにその集水域に降雨があった場合にのみ効果が発揮されるものではなく、広く流域全体で降雨を受け止めることができることから、降雨の地域分布にも適切に対応ができる。

このように、川棚川の集水面積の11%に降った降雨のみを対象としている石木ダムによる治水よりも、スマート田んぼダム方式は、遙かに広い集水域を対象にできるので、治水方式として安全性が高いのである。

加えて、このスマート田んぼダムには、

- ① 流域現況の改変をする必要がない、
- ② 流域における環境破壊を引き起さない、
- ③ 既存の田畠等を犠牲にする必要もない、
- ④ 初期投資・運用・維持継続等全ての面において、経済的な側面から負担が少なく、遙かに有利であり、
- ⑤ 流域の住民が豪雨時に身近に洪水を感じ取ることができると共に一部の地域の負担によるのではなく、流域全体にて洪水の防止に貢献ができる等の利点が多い。

(オ) 小括

したがって、現時点においては川棚川の治水対策として、あえて問題の多い石木ダムを用いるよりも、多様な面から遙かに有利であるスマート田んぼダム方式という有効かつ適切な検討すべき代替案が現に存在するのである。かかる代替案が現存する現在、あえて多額の税金を投じて治水のために石木ダムを建設する必要性は皆無である。

工 利水について

(ア) 佐世保市の水需要の実績は大きく下がっていること

A 本件事業の利水面の基礎になっているのは、2012年度水需要予測である。

その予測の最終年は、2024年度であり、2012年度水需要予測によると、2024年度の「一日最大給水量」の予測値は、10万 5461 m³である。

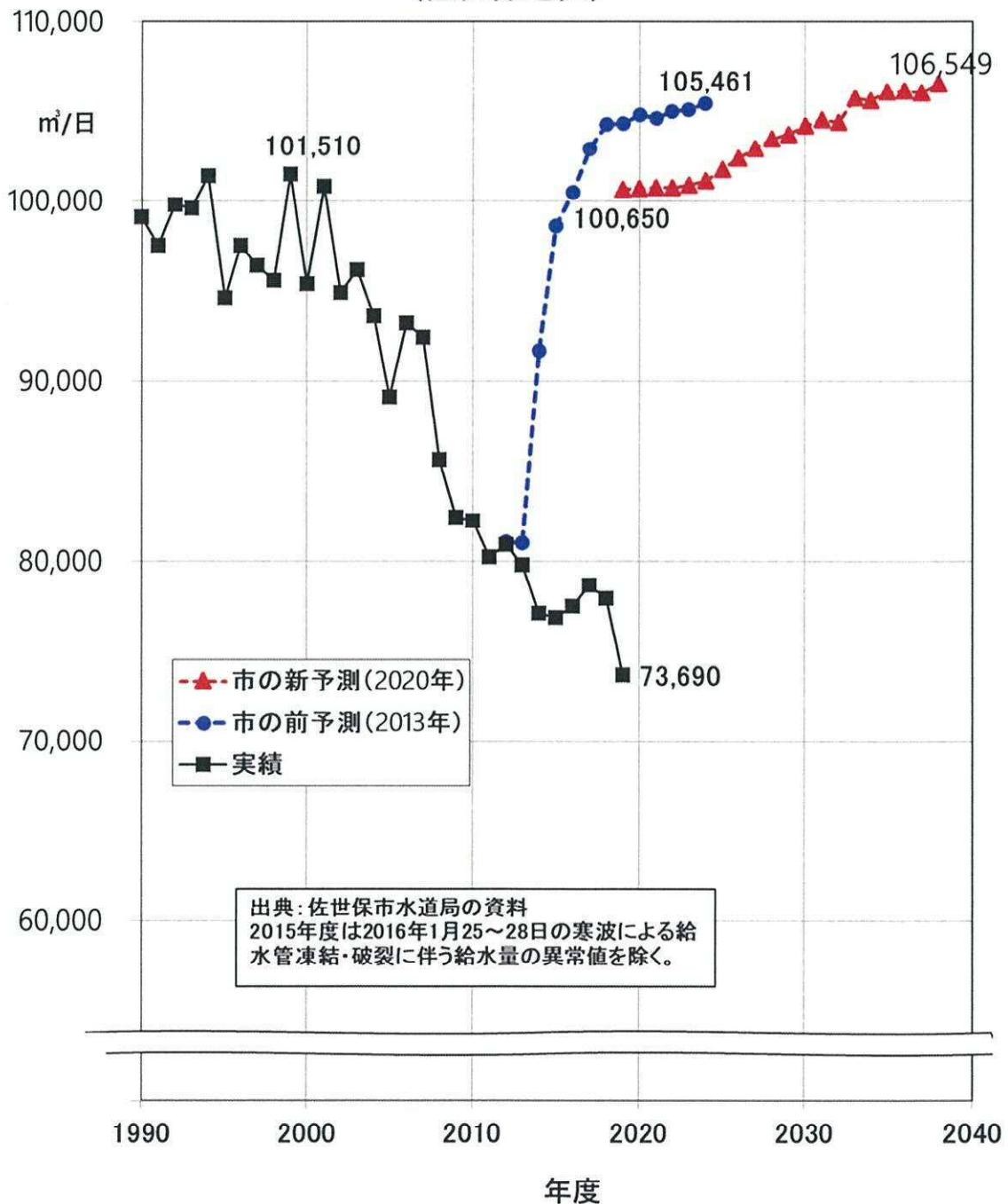
今から3年後にその予測最終年度を迎えるが、実際にはどうであろうか。

B 後掲のグラフで明らかなように、2020年度の一日最大給水量の実績値はわずか7万 1846 m³である。しかも明らかに減少傾向にある。2012年度水需要予測は、全く外れてしまったと言わざるを得まい。

C 後掲のグラフから、今日現在、利水面において本件事業は全く不要であることは明らかである。そして、この実績値の変遷を検証するに、控訴審甲B60「佐世保地区水道の負荷率・一日最大給水量の統計学的考察」に示したように、年間一日最大給水量の変動は給水人口と有収率

(漏水防止) の変動に大きく影響されていることが知れている。すなわち、給水人口の減少と有収率の向上は何十年経とうが逆転することはあり得ないから、佐世保市の一 日最大給水量が 10 万 m³に達することがないことは、明らかである。

佐世保市水道の一 日最大給水量の実績と市予測 (佐世保地区)



(イ) 佐世保市の 2019 年度水需要予測について

A 佐世保市は 2019 年度水需要予測を作成した。それによると予測最終年の 2039 年度の「一日最大給水量」の予測値は、10 万 6549 m³である(前掲グラフ参照)。つまり、実績値は、2012 年度水需要予測の時よりもっと減っているにもかかわらず、予測値は 2012 年度水需要予測よりももっと多くなるとしているのである(前掲表赤▲印参照)。これが「数字合わせ」でないとすれば一体何であろうか。

B この 2019 年度水需要予測は、2012 年度水需要予測に輪をかけてでたらめな予測である。

その最たるもののが、ハウステンボス及びSSKについて、他の需要予測から切り離し、それぞれに極端に低い負荷率を適用してその後合算するというとんでもない手法を採用していることである。確かに、個々の水需要には変動がある。しかし全体でみると変動の幅は平均化される。だからこそ、これまでずっと、ハウステンボスは業務営業用水の中に、SSKは工場用水の中に含まれ、「業務営業用水」と「工場用水」と「生活用水」の各予測値を合算して「一日平均給水量」の予測を出した上で、「单一の負荷率」を適用して、「一日最大給水量」を算出していたのである。それを全く何の理由もなく突然二つだけ切り離し、独自の、しかも極端に低い負荷率を適用して一日最大給水量を算出するなど、明らかにあり得ない手法である。ちなみに水使用実体を複数に区分して算出した年間一日最大給水量を合算して設定した、佐世保地区給水区域の年間一日最大給水量は実際の一日最大給水量よりも遙かに大きな値になっているため、年間一日平均給水量と年間一日最大給水量の比率である負荷率は 74% でしかなく、近年の実績である 90% 程度を大きく外れた、有り得ない値になっている。このように、2019 年度予測は、まさしく『捷破りの禁じ手』を使ったとしか言えない。

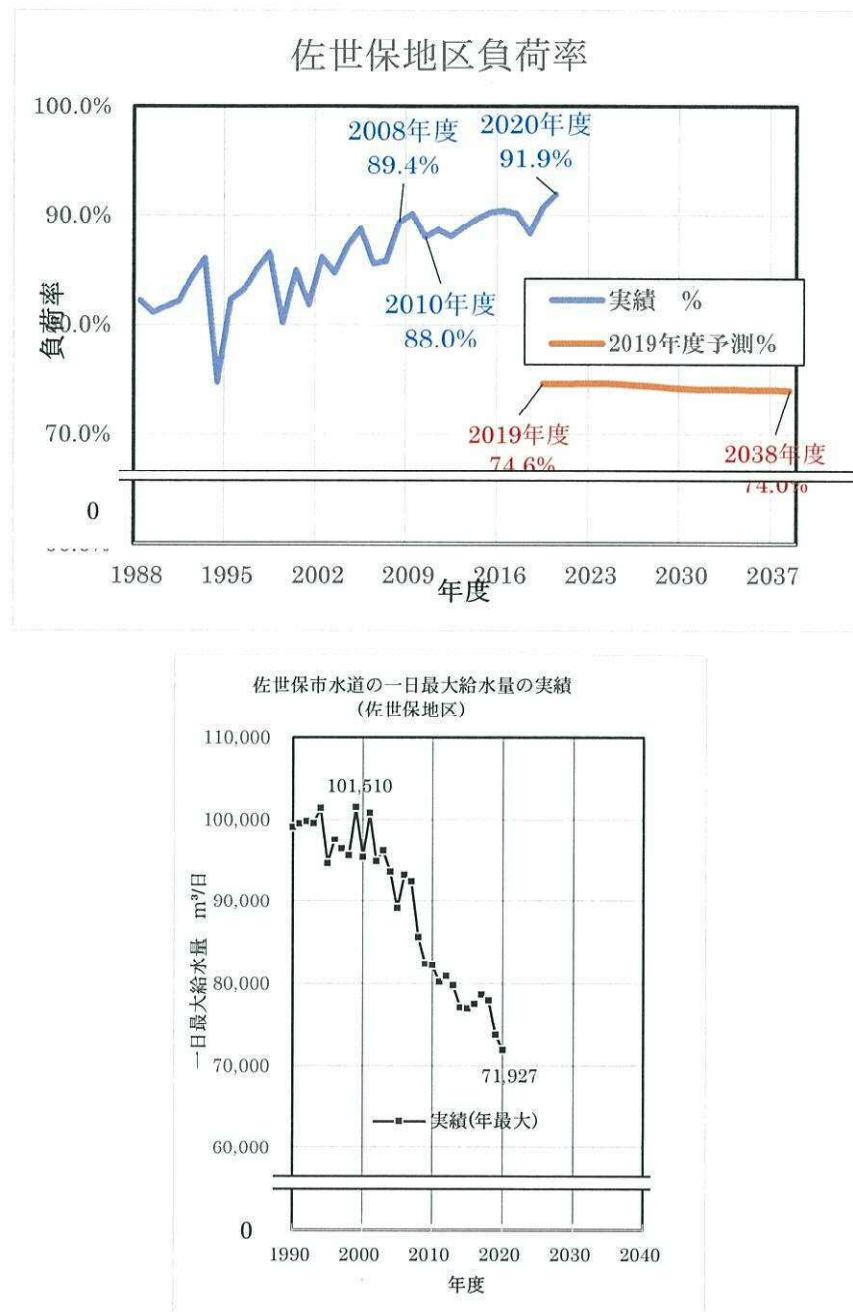
C この切離したそれぞれの最大値を合計して一つの給水区域の最大値とする必要が実際にあったのだろうか。

それは年間一日最大給水量の実績変遷と、負荷率の実績変遷を見ることで判断できるので、それぞれの変遷をグラフに後掲する。

佐世保地区負荷率は、2010 年度以来 88.0% を超え、2019 年度には 90.8% に達している。年間一日最大給水量は 2000 頃から低下傾向が続

き、2020年度は72,000m³/日程度まで低下している。これらの事実は、ハウステンボスとSSKを特別扱いする必要がないことを鮮やかに示しているのである。

佐世保市の水需要予測はこの様な現実を素直に直視することなく、逆にその傾向を逆転させて水需要が大幅に飛躍させることを意識した需要予測としか言い様がない。その2019年度需要予測はその最たる象徴で



ある

D 佐世保市がこのような撻破りの禁じ手まで繰り出してきた理由は明らかで、そうしないと、佐世保市の水需要予測が約 11 万 7000 m³/日に、つまり本件事業(石木ダム建設)が必要な水量に届かないから、である。

2019 年度水需要予測がでたらめであること、前記のように「2012 年度水需要予測に輪をかけて」でたらめであることは、前掲グラフを見れば、一目瞭然である。

E 2019 年度水需要予測がでたらめであることの詳細については、控訴審第 1 準備書面を参照していただきたい。

(ウ) 小括

以上から、今日現在、利水面において本件事業が全く必要でないことは明らかである。

千歩も万歩も譲って、仮に「2012 年度水需要予測が正しかった」としても、それゆえ、「2013 年 9 月時点で本件事業の必要性があった」としても、今までの 8 年間の間に、事情が大きく変わり、現時点では明らかに、利水面において、本件事業は必要性のない事業となり果ててしまっているのである。

オ 治水について

(ア) 田んぼダムについて

A 近年、田んぼダムによる防災・減災の取り組みが、全国的に注目を集めている。これは構造が簡単であり、かつ費用が非常に安く抑えられることから、川棚町や波佐見町でも十分に容易に取り組みである。

仕組みとしては、水田の排水溝に調整装置（排水管より小さな穴の開いた調整版などを取り付けるだけで排水量を調整）を設置することで貯留機能を高めるという非常にシンプルなものである。

B 三条市の事例では、1014Ha (H27 年度の場合) の田畠にて取り組みを行い、その最大貯水量は 203 万 m³ (t) であった。シミュレーション結果としては家屋への浸水被害が 54% 減少する見込みとのことである（甲 C47）。これまでに、2138ha まで取り組み面積を増加させているが、そのために必要となった交付金は僅かに 1 億 2100 万円（農林水産省、行政の負担した費用）である。

C 参考試算

川棚町の耕地面積は、384haとのことである（川棚町）。また、川棚川流域の波佐見町の耕地面積は714haである。合計すれば1098haとなる。三条市の事例からすれば、1014haで2,030,000m³の水の貯留ができる（水深20cmの場合）とのことであるから、同一の条件にてどの程度の洪水調節容量の確保が可能であるか試算してみる。

（計算式）

$$2,030,000 \text{ m}^3 \div 1014 \text{ ha} \approx 2002 \text{ m}^3/\text{ha}$$

$$1098 \text{ ha} \times 2002 \text{ m}^3/\text{ha} = 2,198,196 \text{ m}^3$$

よって、石木ダムの洪水調節容量は195万m³に過ぎないことから、かかる田んぼダムの施策を川棚町と波佐見町の耕作地にて採用するだけで219万8196m³もの貯水容量を確保することができ、石木ダムが計画する治水容量は十分に賄える計算となる。

D 治水政策における治水手段は、多種多様なものが存在する。田んぼダムを広く設置することだけでも、石木ダムが予定している治水容量など十分に確保できるのである。三条市の事例では僅か1億円余りの費用で、石木ダムの治水効果と同様の貯水容量を確保でき、ピーク時の流量の調整が可能となるのである。

E また、かかる田んぼダムであれば川棚川流域の広い地点において、雨水を貯留することが出来るため、一部の集水域（石木川流域）にのみしか効果を期待できない石木ダムを建造するよりも、効果を發揮しうる可能性も高い。

F 更に、現在は洪水被害の発生が確実、と思われる状況になってから貯水を開始してピークカットを図る方式、いわゆるスマート方式の田んぼダムが普及している。石木ダムが治水上に効とされるケースは1時間降雨量が138mmに達してそれを含めた3時間降雨量が203mmという極めてまれな降雨パターンであるから、その降雨パターンに従えば、降雨強度が40mm/時程度の強さになった時点から、田んぼダムが貯水を開始すれば良いのである。そうした場合、貯留に必要なスマート田んぼダムの貯留量は680,000m³程度である。全ての田んぼが田んぼダムとして協力を得られるとは限らず、その60%程度と言われている。この事情を考

慮しても、実効田んぼダム容量（＝ $220\text{万m}^3 \times 0.6 = 134\text{万m}^3$ ）の半分程度の容量を使うことで対応できる。このような降雨状況に対応した運用ができる田んぼダム＝スマートダムが川棚川の治水対策として最も有効である。

(イ) 令和3年8月豪雨が示した事実

A 令和3年8月11日から同月15日にかけて全国的に記録的豪雨が降り注ぎ、川棚川流域にも同様な豪雨があった。川棚川流域に降った24時間雨量は1/100規模の計画雨量400mmを大きく超え、石木川合流点より上流の水位は、川棚川7.9Km右岸では堤防天端高にせまり、石木川1.0km右岸では堤防天端高としていた護岸ブロック天端高を僅かに下回っていた。

ところが、石木ダムを建設することで治水対策が必要だと県が主張している石木川合流地点下流部は十分な余裕をもって流下されていたのである。はからずも、この8月豪雨によって石木ダムの必要性がないことが事実として示されることになった。

B 令和3年8月豪雨の雨量

同豪雨により、具体的な雨量・川棚川各地点の水位の基礎データが確認できた。そして、流量は雨量にほぼ比例するから、今回の豪雨における川棚川2.0km地点の流量は $800\text{m}^3/\text{s}$ 程度と推定される。かかる流量が、山道橋地点(2.1K)でも同様に流れているところ、同地点では堤防高 $6.82\text{m} - 3.13\text{m} = 3.69\text{m}$ （TP表示）という水位で流れた（甲C52の2(3)「山道橋地点の流量の推定」を修正）。

計画高水位5.80mまでに2.11mの余裕があるから、水路幅を70mとすると、実績水位から計画高水位までの断面を流れる流量は $735\text{m}^3/\text{s}$ となる。

$$2.1\text{m} \text{ (余裕高)} \times 70\text{m} \text{ (川幅)} \times 5\text{m}/\text{s} \text{ (流速)} = 735\text{m}^3/\text{s}$$

これに先に述べた流量 $800\text{m}^3/\text{s}$ を加えると $1,535\text{m}^3/\text{s}$ となる。野々川ダムを考慮した1/100流量、すなわち長崎県が想定する100年に1度の豪雨時の流量である $1,320\text{m}^3/\text{s}$ を $215\text{m}^3/\text{s}$ ほど超えている。

長崎県は基本高水流量を $1400\text{m}^3/\text{s}$ とし、（野々川ダムによる調整後の）山道橋地点で $1320\text{m}^3/\text{s}$ の流量（1/100流量）を安全に流下できるよう

にするために石木ダムが必要であると主張している。しかし、前述のとおり、川棚川 2.0km 地点における計画高水位評価の流下能力は $1,535\text{m}^3/\text{s}$ と推定され 1/100 流量の $1,320\text{m}^3/\text{s}$ より大きく ($215\text{ m}^3/\text{秒}$) 上回り、石木ダムがなくても 1/100 流量を安全に流下できることが示された。

C 小括

以上述べてきた事情は、従来より長年にわたって積み重ねられてきた河道整備の成果として、既にダムなど存在しなくても川棚川流域では十分な流下能力を確保していることを端的に示している。

(ウ) まとめ

このように、今日現在、莫大な税金を投じてまでダムによる治水を行う必要はなくなっているのである。既に、現時点において川棚川においては(石木ダムで獲得しようとした治水効果は)河道整備により十分な流下能力を確保することにより獲得している。その上、さらなる過剰な治水効果を求めるのであれば、投資効率が極めて良く、石木ダムと同じ雨水貯留効果を有する田んぼダム(とりわけ、スマート田んぼダム)を用いることで、莫大な税金のむだ遣いを回避することができる上、集水域を川棚川流域へと広く考えることができることから、一部の集水域に集中した場合しか効果を発揮できない石木ダムよりも治水効果の面で明らかに優れている。

このように、現在においては、石木ダムによる治水の必要性が皆無であることが明白なものとなっているのである。

(4) 事業認定から 8 年以上経っているのに、本体工事に着手せず、かつ、2 度も延長していることからも、本件事業が現時点で全く必要性のない事業であることは明らかであること

ア 上記で述べたように、現時点で、本件事業は、利水、治水両面においてまったく必要のない事業である。

イ このことは、次の二点からも明らかである。

(ア) 一つ目は、今なお、起業者が工事に着手していないということである。

もっともこの点については、起業者は、本件事業周辺地をちょこちょこといじくって「工事に着手している」と言い張っているので、正確には「本体工事にはまったく着手せず、かつ関連工事に関しても実質的に着手

したとは評価できない」というべきかもしれない。

今なお、本体工事に未着手であるとともに、未着手であることによつて、利水治水両面において、何の問題も生じていないということは、まさしく、本件事業が必要のない事業であることを如実に示している。

(イ) もう一つは、上記とも関係するが、本件事業が、認可後、2度も工期変更を行い合計9年間も延長しているということである。先に述べたように、本件事業の利水面での必要性の根拠となっている2012年度水需要予測では、「2024年度に、佐世保市で、渴水期ではない通常期で、水不足になる」はずであった。しかし、本件事業は、前記のようにいまだ着手されず、かつ、これまた前記のように、いまだ佐世保市で水不足となっていない。したがって、「本件事業は必要性がないので、廃止する」というのが正しい選択である。

しかるに、起業者は、これまで2回期間を延長し、現時点では、利水面においては、前記のように「2039年度において、佐世保市の水需要を満たせないので、本件事業が必要である」と言い張っている。そうであるならば、これまでの水需要予測がことごとく過大予測であったことの要因をつまびらかにしなければならないが、佐世保市は「安全を見こむ」としか言わない。実際に安全に不安があり、石木ダムを待っていられない状況になる、と判断した経緯もない。厚生労働省は、ダムへの水源開発では時間的に間に合わないとするときには海水淡水化施設導入への補助制度を用意している。それにもかかわらず、同制度の活用を図ろうとしたことが一度もない佐世保市が、石木ダムへの水源開発に固執するのはまことに不可思議なことである。

海水淡水化施設導入の補助金申請をしたことのない佐世保市が、13世帯50数名の生活を追いやらなければならないほど水に困窮している実体は、みじんにも存在していない。

ウ 事業認定後、8年以上経過したのに実質的工事に着手することなく、「事業が必要だ」と予測された「水需要予測目標年度2024年度」を14年も先延ばして2038年度にする事業のどこに、石木ダムへの水源開発の必要性があるだろうか。本件事業の必要性が全くないことは明らかである。

(5) 結論

以上述べてきたように、本件事業は、事業認可時点でも必要性はなかった。ましてやそれから 8 年を経過した現在、その必要性が一毫もない事業である。

4 小括

以上詳しく述べたように、本件工事の前提となる本件事業の必要性がないことは明らかである。

本件工事の前提となる本件事業の必要性がない以上、本件工事の必要性も全くない。

したがって、本件工事の差止を認めるか否かについては、この「本件事業の必要性が全くないこと」を他の要素、特に権利性と比較考慮して判断しなければならず、かつ、比較考慮したならば、当然に差止が認容されるべき事案である。

しかるに控訴審判決はその判断をしておらず、その点でこれまでの最高裁の判決・決定と明らかに矛盾しており、上告受理理由に該当する。

第6 原審裁判所が証人採用をしなかった点で、民事訴訟法 181 条の解釈に関して重要な事項を含む誤りがあること(理由第 4)

1 民事訴訟法 181 条について

民事訴訟法 181 条は「裁判所は、当事者が申し出た証拠で必要でないと認めることは、取り調べることを要しない」と規定する。

したがって、必要な証拠の取り調べをしない場合には、この条文の解釈を誤ったことになる。

2 控訴審の審理

(1) 前記第 5 で詳しく述べたように、本件事業の必要性は全くなく、かつ、本件事業の必要性があるかどうかを検討、判断することは本件訴訟で不可欠である。

(2) そこで上告受理申立人は、控訴審において、利水における本件事業の必要性のないことを証明するために、佐世保市水道局長谷本薰治の証拠調べを申請した。

(3) しかるに控訴審裁判所はその採用を却下した。

3 控訴審裁判所の民事訴訟法 181 条の重要な事項を含む解釈に誤りがあること

前記谷本薰治は、本件事業の利水面における実務の責任者であり、同人を証人尋問することで、本件事業の利水面における必要性がないことが明らかになる。

しかるに、控訴審裁判所は、「必要性がない」として証人採用を却下しており、これは民事訴訟法181条の重要な事項を含む解釈を誤ったことになる。

第7　まとめ

1　上告受理理由のまとめ

以上の通り、原判決中、(1)人格権を差止の根拠であることを否定した部分は、最高裁判所昭和61年6月11日判決、最高裁判所平成22年6月29日判決、最高裁判平成9年12月18日に相反するものであり、(2)「本件事業の必要性が全くないこと」を他の要素、特に権利性と比較考慮して判断しなかったことは、最高裁昭和61年6月11日判決に相反するものであり、(3)事業乃至工事の必要性を判断する上で、重要な証人である佐世保市水道局部長谷本薰治を採用しなかった点に民事訴訟法181条の解釈に関して重要な事項を含むものと認められることから、本申立ては受理されなければならない。

2　さいごに

ところで、本件は、人格権に基づく差止請求の事案であるから、その判断基準時は、事実審の口頭弁論終結時である。

この点において、事業認定処分の土地収用法上の法適合性が問題となる事業認定取消訴訟と、主張立証命題、判断対象、及び判断基準時等を大きく異にするものである。

よって、たとえ事業認定取消訴訟によって法適合性が一度認められたとしても、その事業によって違法な権利侵害を受けるものがいる場合、別途、人格権に基づく差止が認められるべきである。

本件工事の前提となる事業認定告示は、2013年9月6日である。

そして、その告示から、8年4カ月以上経過した現在、石木ダムの本体工事にすら着手できておらず、事業認定における起業者の計算が、客観的に誤っており、虚構のものであったことを示す事実が日々積み重ねられている状況にある。

こうばるの地に居住している者を含む申立人らは、必要性が認められない事業乃至工事によって、日々、人格権を侵害されており、将来、同工事が続行された場合、不可逆的な重大な侵害を受けることとなる。

よって、本件工事は、速やかに差し止められなければならない。

以上